

|    |   |   |   |
|----|---|---|---|
| 原則 | 支配関係事業年度以後の各事業年度の欠損金で特定資産譲渡等損失相当額から成るものの全額の引継ぎが不可<br>(法令 112⑤一) |   |   |
| 特例 | 被合併法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時に時価純資産超過額がある場合                          | 時価純資産超過額が支配関係事業年度前の各事業年度の繰越欠損金の合計額以上であるとき<br>(法令 113①一)                     | 支配関係事業年度以後の各事業年度の繰越欠損金の全額の引継ぎが可                                   |
| 例  | 被合併法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時に簿価純資産超過額がある場合                          | 簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の各事業年度において生じた欠損金に係る特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たないとき<br>(法令 113①三) | 支配関係事業年度以後の各事業年度の欠損金で特定資産譲渡等損失相当額から成るもののうち、簿価純資産超過額に相当する金額の引継ぎが不可 |
|    | 原則の処理   | 簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の各事業年度において生じた欠損金に係る特定資産譲渡等損失相当額の合計額以上のとき<br>(法令 112⑤一)   | 支配関係事業年度以後の各事業年度の欠損金で特定資産譲渡等損失相当額から成るものの全額の引継ぎが不可                 |